

さいたま市告示第 1 6 1 3 号

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示

さいたま市収納代理金融機関（平成 1 3 年さいたま市告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納代理 金融機関 の名称	本店（ 本所） の所在 地	取扱 店舗	取扱事務の範囲	収納代理 金融機関 の名称	本店（ 本所） の所在 地	取扱 店舗	取扱事務の範囲
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
株式会社 山形銀行			さいたま市の公金 の収納事務	株式会社 山形銀行			さいたま市の公金 の収納事務
株式会社 群馬銀行			さいたま市の公金 の収納事務（ただ し、店舗窓口での 収納を除く。）	株式会社 群馬銀行			
株式会社 足利銀行			さいたま市の公金 の収納事務	株式会社 足利銀行			
[略]				[略]			

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。